

(2) 協議事項 ①令和元年度八雲町地域包括支援センター運営方針について

令和元年度八雲町地域包括支援センター運営方針（案）

この運営方針は、八雲町地域包括支援センターが、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な効率的な実施に資することを目的とする。

1. 地域包括支援センターの意義・目的

各地域の高齢者等の心身の健康維持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

また地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価し地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図る。

2. 基本理念

「八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）において、「未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！活力ある85歳」を将来像として、

- ①いつまでも現役で活躍できるまち
- ②高齢者が安心して暮らせるまち
- ③高齢者と地域がともに支え合うまち

の3つを基本目標として掲げ、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

3. 地域包括支援センターの体制

(1) 八雲地域包括支援センター（シルバープラザ） 旧八雲町の区域

職員体制：保健師3名（内1名兼務）、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、生活支援コーディネーター1名（嘱託職員）

* 認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、居宅介護支援事業における介護支援専門員を兼務する。

- (2) 熊石地域包括支援センター（熊石総合支所） 旧熊石町の区域
職員体制：保健師1名、社会福祉士1名、生活支援コーディネーター1名、
事務職員1名（兼務）
* 認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、居宅介護支援事業における
介護支援専門員を兼務する。
- (3) 電話転送などにより、24時間365日相談できる体制を整える。

4. 運営における基本視点

- (1) 「公益性」の視点
町が設置する機関であることから、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) 「地域性」の視点
地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (3) 「協働性」の視点
保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種をはじめとした専門職が、相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践し、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等との関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進する。
また共通する課題については、八雲・熊石の両地域で協働して取り組む。

5. 業務推進の指針

- (1) 事業計画の作成
地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、年間の事業計画を作成する。
- (2) 職員の姿勢
地域包括支援センターの職員であると同時に八雲町の職員として業務を行う。
特に地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。
職員は相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、自己研鑽に務める。
- (3) 地域との連携
地域包括支援センター運営協議会のほか、民生委員協議会等の様々な場で地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

(4) 個人情報の保護

業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあることから、その保護にあたっては、八雲町個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うこととする。

(5) プライバシーの保護

業務の実施にあたっては、プライバシーの保護に努めるものとし、住民の相談対応等にあたっては、個別に仕切られたスペースや相談室で行うなど、個人情報の保護に配慮した形で実施する。

(6) 広報活動

業務を適切に実施していくため、また業務の理解と協力を得るため、広報やくもや町ホームページの活用、パンフレット等を作成し積極的に広報を行う。

また厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を活用して、事業内容・運営状況に関する情報を公表し、適宜更新を行う。

(7) 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を聴取書により記録し、迅速かつ適切に対応する。

(8) 公正・中立性の確保

公正・中立性の確保のために、センターの責務として、以下の項目に留意し業務を行う。

- ①居宅介護支援事業所、介護サービス事業所の紹介を公正・中立に行うこと
- ②介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託先が特定の居宅介護支援事業所に偏らないこと

6. 実施する業務

(1) 重点的に取り組む事項

地域包括支援センターは各地域の実情に合わせ、次の3つの事項に重点的に取り組むものとする。

- ①自立支援・重度化防止への取組
- ②生活支援体制の基盤整備
- ③認知症高齢者支援

(2) 総合相談支援業務

①実態把握

様々な手段を用いて、地域の高齢者の心身状況や環境等についての実態把握を行い、早期対応できるように取り組む。

②総合相談業務

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提

供や関係機関の紹介等を行う。

また必要に応じて保健福祉サービス等の代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の実態把握を行う。

介護認定を受けていながら、サービスを利用していない方に対する訪問活動を実施する。

③ネットワーク構築業務

医療・介護・福祉サービス関係者、町内会、民生委員、老人クラブなど地域の関係機関と日頃から連携しながら支援を実施するとともに、地域の社会資源を把握する。

④終結条件

受けた相談事例は、「利用者の主訴が解決し、それ以外の大きな問題がない」、「他関係機関に繋げ、引継が終了した」、「介護予防支援等他事業に移行した」等の場合は終結として、対応に時間がかかる場合は支援の方向性が決まった時点で、相談記録を作成し、継続支援を実施し、経過記録を作成する。

(3) 権利擁護業務

①基本姿勢

高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のために、弁護士や司法書士等司法関係者との連携を図り必要な支援を行う。

②成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法律的行為などの支援のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図る。

またそれら制度の周知、啓発にも努める。

③老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、高齢者福祉係と連携し支援する。

④高齢者虐待への対応

高齢者虐待の疑いのある事例を把握した場合には、「高齢者虐待防止法」、「八雲町高齢者虐待マニュアル」に基づき、適切な対応を図る。

⑤困難事例への対応

重層的課題がある、支援拒否、現存のサービスでは適切なものがない等の困難事例を把握した場合には、町関係課などとも連携し対応する。

⑥消費者被害の防止

町政策推進課や警察署、金融機関などと連携し、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のための関係機関を紹介する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

地域の介護支援専門員が障害福祉サービス事業者や老人クラブ、ボランティアなど介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

②地域ケア会議の開催

地域ケア会議は定期開催を行い、個別事例検討を通じて、関係機関による多職種による検討を行い、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの支援を行うとともに、個別事例の対応策を検討する。

また平成30年度から実施されている、生活援助の訪問回数が多いケアプランの届出があった場合には、地域ケア会議にて検証を行う。

さらに介護支援専門員やサービス事業者の質の向上を図る観点から研修会を実施する。

・発揮すべき機能～①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成

①から③については必ず実施すること

・構成員～各地域に所在する介護サービス事業者、医療機関の職員および行政職員などを構成員とし、必要に応じて本人、家族、民生委員、一般住民などを含めて開催する。

・開催スケジュール～各地域の実情に応じ、定期開催し、年度当初にスケジュールを決定し、構成員に示す。

③介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常業務の実施に関し、個別の相談、サービス計画書作成にあたっての助言、サービス担当者会議開催支援など専門的見地から支援を行う。

また介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

①地域の医療・介護の資源の把握

八雲町社会資源一覧を更新し、町のホームページに掲載する。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療機関の相談員等との意見交換を実施する。

③医療・介護関係者の研修

医療・介護従事者への研修を開催するとともに、八雲保健所等が実施する研修へ参加する。

- ④切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
情報提供書などの様式の見直しを行う。
 - ⑤医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ⑥在宅医療・介護連携に関する相談支援
地域包括支援センターの総合相談機能として実施する。
 - ⑦地域住民への普及啓発
出前説明会等を通じて発信していく。
 - ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携
八雲保健所主催の会議に参画し情報交換を行う。
- (6) 生活支援体制整備事業
生活支援コーディネーターを配置し、ニーズ調査、社会資源の把握・開発、担い手養成、ネットワークの構築、ニーズとサービスのマッチングなどを行い、地域における生活支援等のサービス提供体制の整備を協議体やアドバイザーの協力を得て推進する。
- (7) 認知症総合支援事業
- ①認知症初期集中支援チーム（認知症初期集中支援推進事業）
認知症初期集中支援チーム員として、八雲総合病院・熊石国保病院と協働し認知症の人やその家族に対する支援を行う。
 - ②認知症地域支援推進員の取組（認知症地域支援・ケア向上事業）
認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの開催、医療機関や介護サービス事業者などの支援機関との支援体制の構築、認知症の人やその家族に対する相談支援などを行う。
- (8) 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業
要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、ケアマネジメントを実施する。
- ①自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの実施
ケアマネジメントの実施にあたっては、介護予防の目的である「要介護状態となることをできる限り防ぐ」、「その状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の出来ることを共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。
介護予防サービス計画の作成にあたっては、介護保険対象サービス、介護予防・生活支援サービス以外の住民主体の地域での活動なども活用したサービス計画に務めるとともに、障がい福祉サービス利用時には相談支援事業者との連携に務める。また必要に応じて、地域ケア会議を活用し多職種による検討を行う。
 - ②ケアマネジメントの類型
 - ・ケアマネジメント A
訪問型サービス（介護予防訪問介護相当及び C）・通所型サービス（介護予防通所

介護相当) 利用

- ・ケアマネジメント C

給食サービスのみ利用の場合

③使用するツール (様式)

- ・基本チェックリスト (事業対象者に該当する場合)
- ・利用者基本情報
- ・興味・関心チェックシート
- ・アセスメント
- ・課題整理総括表
- ・介護予防サービス計画

(9) 一般介護予防事業

①介護予防に対する普及啓発

出前説明会や介護予防教室などにより、介護予防に関する知識の普及啓発などを実施するとともに、地域における住民主体の介護予防活動が行えるよう、動機づけや活動の支援を行う。

また、介護予防に資する地域の活動団体や住民運営の通いの場・地域サロンなどの把握に努め、把握した情報を地域住民及び関係機関へ情報提供し、地域住民の介護予防活動参加の推進に努める。

②介護予防教室の開催

高齢者の介護予防の普及啓発や要介護・要支援状態となることを予防するため、筋力・体力の維持向上を図ることを目的とした介護予防教室を開催する。

③地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者の生活機能の維持・向上を図るため短期集中的に相談及び指導を行う訪問サービス C や介護予防事業に関わる指導者への助言及び指導、介護予防事業に参加する方への助言・指導、地域ケア会議等への助言・指導へのリハビリテーション専門職の関与を進める。

(10) 任意事業

①認知症サポーター等養成事業

認知症地域支援推進員の活動とリンクし、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症サポーター数を増やす。また認知症サポーターのフォローアップや認知症サポーターの活動の場について検討を行う。

②認知症高齢者見守り事業

総合相談事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を活用し、認知症や障がいにより行方不明となる可能性のある方の把握に努め、事業の周知とともに事前登録を勧め、行方不明となった方が発生した場合には警察との連携により関係機関、協力者へ連絡を行う。また関係機関や協力者の発掘に努める。

③成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者等の成年後見制度の利用の促進のため、必要に応じて町長申立てに向けた支援を実施するとともに、申立費用や後見人等への報酬助成などを行う。

④介護マーク入り名札配布事業

認知症や障がいがある方を介護する方の心理的な負担を軽減し、周囲の目を気にせず地域で生活することができるように、介護者に対し介護マーク入り名札を配布する。

7. 研修計画

以下の研修や講演会等に参加する。

- ・地域ケア会議を活用した研修（町主催）
- ・介護支援専門員更新研修（更新対象者）
- ・生活支援コーディネーター研修
- ・地域包括支援センター職員研修
- ・地域保健関係職員研修
- ・介護予防従事者研修
- ・地域看護職員研修
- ・認定調査員研修
- ・総務課が実施する職員研修